

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正について

令和3年7月2日
林業課

1 要旨

公共建築物等における木材の利用を促進し、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）」が、脱炭素社会の実現に向けて、建築物等における木材の利用の一層の促進を図るため、令和3年6月11日に改正された。

2 公共建築物等木材利用促進法の主な改正点

(1) 題名・目的の改正

ア 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正した。

イ 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加した。

(2) 基本方針等の対象の拡大

基本方針、都道府県方針及び市町村方針の対象範囲を、公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大した。

(3) 木材の利用を促進するための協定の締結

国又は地方公共団体及び事業者等は、事業者が整備する建築物における木材の利用に関する構想等に関する事項を定めた協定を締結することができることとした。

(4) 木材利用促進の日・木材利用促進月間の制定

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（同月1日から同月31日）を制定した。

3 今後の対応

近日中に国が説明会を開催し、今後のスケジュール等を示す予定としており、今後、国の動きに合わせて、関係部局と連携を図りながら対応していくこととする。